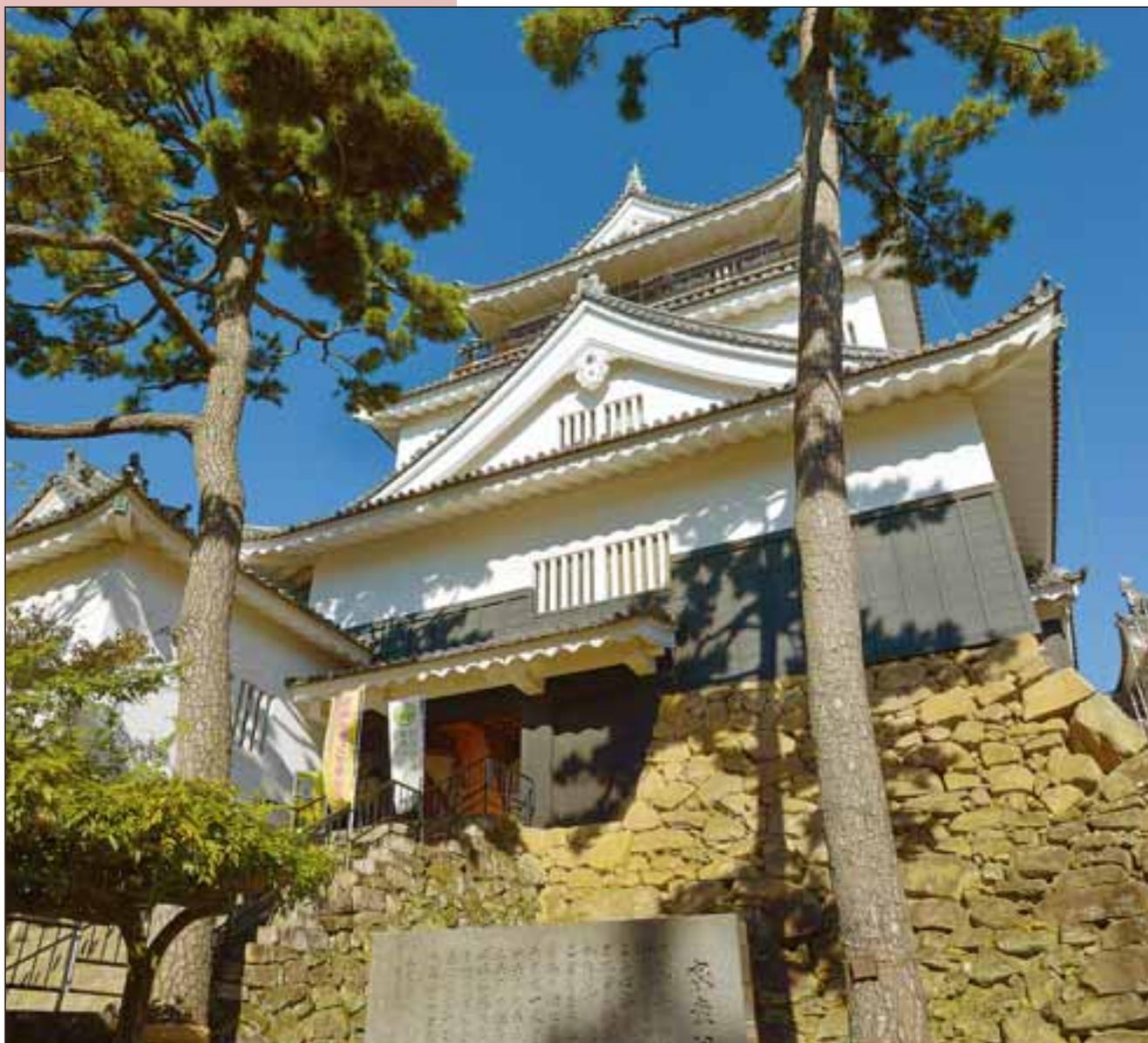


社会保険

あいち



岡崎城(岡崎市)

○-----
とじて保管しましょう
-----○

《今月の主な内容》

- 健康保険・厚生年金保険の一括適用制度を利用してみませんか？
- 雇用保険の給付と年金との支給調整
- 退職後の健康保険のご案内
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額通知をお送りします
- 割引券・助成券申込募集！
- 「年金制度等に関する事務講習会」開催のお知らせ

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **511**

2015年9月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

健康保険・厚生年金保険の 一括適用制度を利用してみませんか？

本社、支社等ごとに適用されている適用事業所（船舶は除きます。）について、本社で人事、給与等が集中的に管理されており、事業主が同一である等、一定の基準を満たす場合には、本社について支社等を含めた一つの適用事業所とすることを申請を行うことができます。承認がなされると、本社・支社等間の人事異動の際必要である被保険者の資格取得・喪失届の提出が不要となり、手続の効率化を図ることができます。



メリット

- ・ 事務手続きの際の負担軽減
- ・ 届け出のまれや誤りの防止
- ・ 事務に関する諸経費の削減 など

一括適用の承認基準

一括適用の承認を受けるためには、厚生年金保険及び協会けんぽ管掌の健康保険について、次のすべての基準を満たす必要があります。

- (1) 一つの適用事業所にしようとする複数の事業所に使用されるすべての者の人事、労務及び給与に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、適用事業所の事業主が行うべき事務が所定の期間内に適正に行われること。
- (2) 一括適用の承認により指定を受けようとする事業所において、上記(1)の管理が行われており、かつ、当該事業所が一括適用の承認申請を行う事業主の主たる事業所であること。
- (3) 承認申請にかかる適用事業所について健康保険の保険者が同一であること。
- (4) 協会けんぽ管掌の健康保険の適用となる場合は、健康保険の一括適用の承認申請も合わせて行うこと。
- (5) 一括適用の承認によって厚生年金保険事業及び健康保険事業の運営が著しく阻害されないこと。

承認申請に必要な書類

一括適用の承認申請には、申請書のほか、一つの適用事業所とみなされる事業所について次の内容を説明した文書の提出が必要です。

- (1) 人事、労務及び給与に関する事務の範囲およびその方法
 - (2) 各種届書の作成過程及び被保険者への作成過程または届出の処理過程
この書類は、資格取得届、喪失届、算定基礎届、賞与支払届、月額変更届、住所変更届の6種類について、各1枚を作成してください。ただし、同じフローチャートとなる場合は、まとめて1枚で作成してください。
 - (3) 被保険者の資格取得・喪失の確認、標準報酬の決定等の内容を被保険者へ通知する方法及び健康保険被保険者証（協会けんぽ管掌の健康保険の場合）を被保険者へ交付する方法
- ※添付書類は、原則として不要です。ただし、必要に応じて求める場合があります。

承認申請先

一括適用の承認申請は、みなされる一つの適用事業所（例えば、本社）の所在地を管轄する年金事務所へ行います。

平成27年9月分から厚生年金保険料率が変わります

平成27年9月分（平成27年11月2日納付期限分）から平成28年8月分（平成28年9月30日納付期限分）までの保険料率は、次のとおりです。

被保険者の区分	一般	坑内員・船員
厚生年金保険料率 (平成27年9月分～)	17.828%	17.936%

※厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率を控除した率となります。免除保険料率は、加入している厚生年金基金へお問い合わせください。

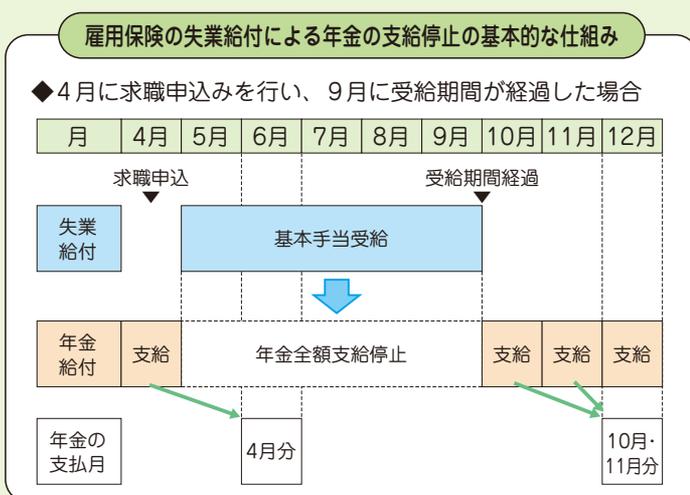
雇用保険の給付と年金との支給調整

特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は同時に受けられません。

また、厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている人が雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

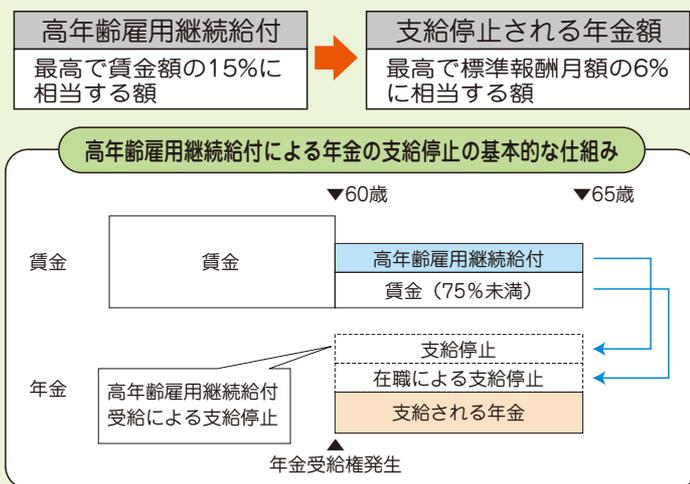
ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月（または所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、年金の全額が支給停止されます。ただし、求職の申込みをした後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに支給されず、約3カ月程度後の支給となります。また、基本手当の受給期間経過後、年金の支払い開始は約3カ月程度後となります。



雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額が支給されるものです。

厚生年金保険に加入している60歳から65歳になるまでの方が、雇用保険から支払われる高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。



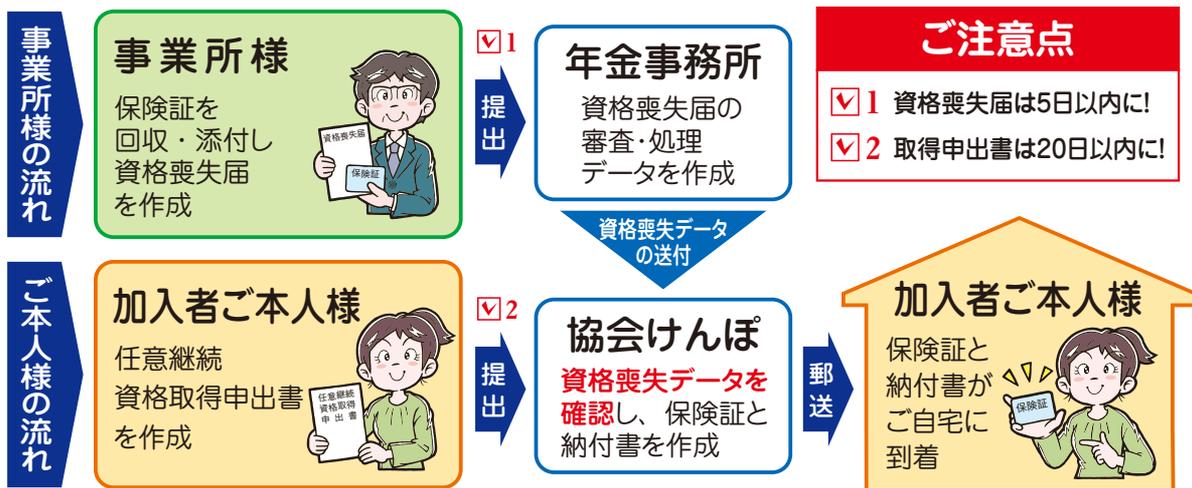
退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険には「協会けんぽ任意継続健康保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3種類があります。それぞれ保険料などを確認したうえで加入先をご選択ください。

	任意継続健康保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部 (下記に手続きの流れを掲載)	お住まいの市区町村 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽに継続して2ヶ月以上加入していること 退職の翌日から20日以内に手続きを行うこと 	お住まいの市区町村へお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください (ご家族が加入する健康保険の扶養認定基準を満たす必要があります)
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職時の健康保険料の2倍(支部ごとに保険料率が違うため、2倍にならない場合があります) 金額には上限があります 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する世帯の人数や前年の所得によって決定(市区町村ごとに金額が異なります) (離職理由により保険料が軽減される場合があります) 	原則、保険料負担はありません

協会けんぽ 任意継続健康保険 に加入される場合

● 協会けんぽ任意継続資格取得手続きの流れ



● 事業所ご担当者様へお願い

※任意継続の保険証は協会けんぽに資格喪失データが届かないと作成できないため、以下の点についてご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 従業員の方の退職後、すみやかに保険証の回収をお願いします。
- ② 資格喪失届に回収した保険証を添付して、すみやかに年金事務所へご提出をお願いします。



平成27年9月下旬ごろに

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の 軽減額通知をお送りします



ジェネリック医薬品軽減通知とは？

加入者の皆様がジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定以上見込まれる方に、1ヶ月分の自己負担の軽減可能額等をお知らせしています。
(この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。)

ジェネリック医薬品への切り替えによる効果は？

平成26年度(第2回目)の通知により

愛知では**28%**の方が切り替え
一人当たりの軽減効果額は**約1,400円**でした。

(平成26年度の累計で医療費削減額は)
年間157.7億円となりました。)

協会けんぽ愛知支部では
約**3人**に**2人**が(60.7%)
ジェネリック医薬品に切り替えています
(平成27年2月数量ベースデータ)

■協会けんぽ愛知支部共催 **名鉄ハイキングのご案内** **参加無料** **予約不要**

秋風そよぐ **美濃路** から **名古屋城・名城公園**
(駅ちかウォーキング) を巡るコースを歩きましょう！
(共同開催)

◎日 時 **11月14日(土)** 8:30~11:00の間に
「名鉄須ヶ口駅」を各自スタート!

特典

協会けんぽの加入者様にはスタート受付にて参加賞をお渡ししますので、**保険証**をご提示ください。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

TEL052-979-5190(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。

手続きは郵送でお願いします。

メールマガジン会員募集中!

協会けんぽ 愛知

検索

参加申込募集 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2015年10月～12月(秋)の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース(日時限定)について、旅行代金の一部補助を行います。
参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「南アルプス眺望の山郷を歩きりんご狩りへ」コース

出発日：平成27年10月17日(土)
集合場所：名鉄バスセンター4階
集合時間：午前7時30分～午前8時

【長野県】



◆ハイキングコースについて

難易度：★ 距離：7.5km 時間：3時間10分
標高差：200m

◆旅行代金 おとな 4,700円 こども 4,200円

- ◆補助金額 1名様につき1,000円(おとな、こども同額)
 - ◆募集定員 150名(ただし1事業所4名まで)
 - ◆参加資格 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
 - ◆申込期限 平成27年10月7日(水)
- *募集定員に達したときは、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。
(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

割引券・助成券 申込募集!

平成27年3月にご案内いたしました、引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

①「ボウリング割引券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、お1人様2ゲーム以上のご利用で1ゲームが無料となります。

- ご利用対象者 会員事業所様の被保険者及びそのご家族
- 申込期限 平成28年3月11日(金)
- ご利用期限 平成28年3月31日(木)

②「日帰り入浴料割引券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、入浴料金の一部割引を受けることができます。

- 🚿ご利用対象者 会員事業所様の被保険者及びそのご家族
- 🚿申込期限 平成28年3月11日(金)
- 🚿ご利用期限 平成28年3月31日(木)

③「温泉宿泊助成券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会が契約しております下呂温泉及びぎふ長良川温泉の旅館にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、1泊につき500円割引(他の割引や特別料金との併用可)となります。

- 🚿ご利用対象者 会員事業所様の被保険者及びご家族とその同伴者(ただし小学生以上)
- 🚿申込期限 平成27年12月18日(金)(お早めにお申し込みください)
- 🚿ご利用期限 平成27年12月31日(木)宿泊分まで

※上記①～③の割引券・助成券について

申込資格 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた事業所(会員事業所)様

申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

「ボウリング大会」開催のお知らせ



参加者募集！

ボウリング大会を下記のとおり開催します。
多数のご参加をお待ちしております。

- ◆と き 平成27年11月14日(土)
受付時間 午前9時30分～9時50分
競技開始 午前10時
- ◆と ころ スポーツ名古屋
名古屋市中区新栄2-45-26
- ◆参加料 無料
ただし、貸靴料(410円)は個人負担となります。
- ◆募集人員 100名(1事業所4名様以内)
- ◆競技方法 男・女別個人戦を行い、3ゲームの合計得点により順位を決定します。
- ◆参加資格 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者(ただし、中学生以上の方に限らせていただきます。)
- ◆申込期限 平成27年10月30日(金)
ただし、募集人員に達したときは、申込期限前でも受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

一般財団法人愛知県社会保険協会

第23回

社会保険 健歩大会 (ウォーキング) 開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記のとおり「社会保険健歩大会」を開催いたします。
職場の皆さんやご家族お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

開催年月日 平成27年10月25日(日) 雨天決行 但し、荒天中止

「2015年 秋 名鉄のハイキング」と同時開催

家族向き 約7.5km 約2時間00分

コース 「魅力満載!! 飛行機の鼓動が伝わるセントレア 空港島コース」

名鉄空港線 中部国際空港駅から徒歩約3分→旅客ターミナルビル1F(スタート)…貨物地区…空港島東側海岸…臨時駐車場…飛行機が見える丘…旅客ターミナルビル(ゴール)→中部国際空港駅まで徒歩約3分

【プレゼント】ボーイング787グッズとセントレアにて使用できる500円のお買物券を抽選でプレゼント

【イベント案内】臨時駐車場からはボーイング787飛行試験初号機(ZA001)を間近にご覧いただけます。

(悪天候の場合や諸事情によりご覧いただけないこともございます。)



受付

場所：旅客ターミナルビル1F

(名鉄空港線「中部国際空港駅」から徒歩約3分)

時間：午前8時30分から午前11時まで(受付後は、随時出発)

受付：①下記の「社会保険健歩大会参加票」を複写し、家族やグループごとに記入し、当日、『社会保険協会』の受付に提出してください。

②参加票と引き換えに、先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

交通のご案内

名鉄空港線 中部国際空港駅下車(名鉄名古屋駅から約35分)

大会開催の可否

当日、午前6時59分に東海ラジオ放送でお知らせいたします。

開催ご案内ダイヤル：☎052-582-1919(当日午前6時から11時まで)
(自動音声案内)

その他の事項

- ①ハイキングに適した服装・靴でご参加ください。
- ②ハイキング中の負傷については、責任は負いかねます。万一の場合のために健康保険証をご持参ください。
- ③貨物地区は、コース以外は立入禁止です。
- ④ゴミは各自でお持ち帰りください。

お問い合わせ 一般財団法人愛知県社会保険協会 ☎052-678-7330 (10月23日(金)まで)

●コースについてのお問い合わせ先/名鉄営業部 ☎052-825-3111 (月～金 10:00～17:00 但し祝日を除く)

—コピーをして回覧してください。または、社内に掲示して社員の皆様にお知らせください。—

----- 切り取り線 -----

社会保険健歩大会 参加票 (参加賞引換券)

事業所名	
事業所所在地	
参加者の名前	始 名

「社会保険健歩大会参加票」は、家族やグループごとに1枚ずつ記入し、当日「社会保険協会」の受付に提出してください。先着500名の方に参加賞をお渡しします。「参加票」は、参加人員等のデータを集約した後速やかに廃棄し、他には使用いたしません。

受講者募集！ 「年金制度等に関する事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の講習内容で事務講習会を開催いたします。
受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 3日間とも午後2時開始、午後4時30分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催月日	会場	所在地	定員(名)
11月 5日(木)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
11月 6日(金)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
11月11日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	80

講習会は3日間とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

◆講習内容

- 年金制度のしくみについて
- 年金の受給要件と支給開始年齢、年金額について
- ねんきんネットの利用について
- 在職中の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- 退職後の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- 退職後の健康保険について
- 今後予定されている年金制度の改正について

◆講師 社会保険労務士

- ◆申込資格 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方。
- ◆受講料 無料です。
- ◆申込期限 平成27年10月16日(金)
申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。
(1事業所2名様までお申し込みできます。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

「シニアライフセミナー」の開催について

愛知県社会保険協会では、会員事業所に勤務する皆様の定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくため、愛知県社会保険委員会連合会と共催でセミナーを開催いたします。

皆様のお申し込みをお待ちしております。



◆開催日時及び開催会場

- 平成27年10月14日(水) 定員30名
午後1時開始 午後4時30分終了予定
名豊ビル
【所在地】豊橋市駅前大通2-48
- 平成27年10月21日(水) 定員40名
午後1時開始 午後4時30分終了予定
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)
【所在地】名古屋市中村区名駅4-4-38

◆セミナーのテーマ

- ・ライフプランと生きがいについて
- ・家庭経済について
- ・健康づくりについて

◆参加費 無料

◆参加資格 愛知県内の社会保険適用事業所に勤務されている50歳以上の被保険者とその配偶者

◆申込期限 平成27年10月2日(金) 申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

社会保険 **あいち** No.511

— 平成27年9月発行 —

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
名古屋市中村区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>